

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱う 事務の名称及び内容 その他保有個人情報を 特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成22年度諮問受理第4号	平成22年6月18日 付け大生生第126号	平成22年4月19日	大生生第1号平成22年 4月1日 異議申立人 に対する保護申請却下 通知書	却下理由の下線部分の 点	①紛失→破損、②説明 済③誤認（問われてい ない）	生野区保健福祉セ ンター生活支援担 当	大生生第1号平成22年 4月1日 異議申立人 に対する保護申請却下 通知書	平成22年5月19日 付け大生生第58号 訂正不承認決定	1 点目の紛失ではなく破損であるとの訂正 請求については、申請された保護変更申請 書に紛失と記載しており、当時の担当者に 確認をしたが、記憶しておらず、それ以上 の確認をする方法がない。また、提出され た資料からでは事実に合致することを証す る資料とはいえず、訂正に応じられないため 2 点目の紛失した状況については説明済と のことですが、担当職員から「紛失された 状況」などについて確認を行った際に「無 理です。」や「説明義務はない。」と回答 されており、説明は受けていないため 3 点目の誤認については、日常的に使用さ れているかについての問い合わせに対し、 「数日前お店に置き忘れて、後日思い出 して確認したら紛失だった。」「遠視メガネ の日常的使用は読書以外にない。」と申告 されていますので、この申告では日常的に 使用されているとは認められず、訂正には 応じられないため	平成22年5月21日	「訂正不承認通知書」の取り消しを求め る。 請求書のとり、事実誤認は、是正すべき とする。
2	平成22年度諮問受理第12号	平成22年12月28日 付け大生生第607号	平成22年10月25日	生野区生活支援課が、 実施した大阪府社会援 護課へ提出の「弁明 書」の内容	5 処分庁の意見(2)下 線部分	市民の声No. 1001- 12805-001-01の下線部 分	生野区保健福祉セ ンター生活支援担 当	生野区生活支援担当が 大阪府社会援護課へ提 出した「弁明書」の 「5 処分庁の意見(2) の部分」	平成22年11月24日 付け大生生第521号 訂正不承認決定	訂正請求された弁明書の「5 処分庁の意見(2)」 には、「保護金品（本件審査請求においては眼 鏡）について、一度交付すれば給付として完了す ることから、いかなる場合も再支給の申請に応じ る義務はないとされている。したがって、本件に ついては、十分な管理を行わず、明らかに請求人 の〇〇の過失による紛失を理由とした保護変更申 請であることから、保護申請却下の決定を行った ものである。」と記載されている。 この文書の根拠は、生活保護手帳及び生活保護手 帳別冊問答集から抜粋したものである。具体的 には、生活保護手帳2009年度版のP297に「扶助費 の再支給」について示されており、再支給が可能な 事例として、 (1)災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛 失した場合 (2)盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品 等を失った場合 が挙げられている。その他不可抗力については、 「その他としては遺失等が考えられるが、社会通 念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わ らず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗 力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失 届の提出を必ず行わせること。」と説明されてい る。 また、生活保護手帳別冊問答集2009年版のP356 「保護金品の再支給」の中で、「前渡された保護 金品を災害盗難等により失った場合、必ず再支給 しなければならないか。」との問い合わせに対し て、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方 に交付すれば給付として完了するものであり、い かなる事情の場合も当然に再支給する義務を負う ものではない。」と回答しているため、弁明書の 記載は事実に合致したものである。また、提出さ れた資料からでは、事実に合致することを証する 資料とはいえず、訂正に応じられないため。	平成22年12月1日	本件、処分の取り消しを求める。 この間の行政文書色々が、整合性欠いてい る。（自体の多様性に異なるばかりで有 る）
3	平成23年度諮問受理第21号	平成23年10月18日 付け大健福第3457号	平成23年7月6日	大健福第543・544号と は、大健福第1093号 「開示決定書」の中 で、示されている3枚 目・2点目は、明らか に矛盾している。	2行目「全体として～ 言えないものの」を	上記543号の通知どうり 「本人の事情聴収」と する	健康福祉局保護課	平成23年6月3日付け 大健福第1098号の開示 決定通知で示された 「生活保護担当職員の 発言に対する事実確認 について」の3枚目・ 2点目の2行目「全体 として～言えないもの の」と、2点目最後よ り2行目「一部不適切 な面があったとの認 識」	平成23年8月5日 付け大健福第2207号 訂正不承認決定	平成23年6月3日付け大健福第1098号によ る開示決定通知書の内容（訂正請求に係る 部分）については、実施機関としての見解 を示しているものであり保有個人情報には 該当せず、また、同文書の中で示している 内容は、平成23年5月6日付け大健福第 543号及び544号で示している各通知に沿 った事務手続きを行っている旨の説明であり 矛盾していないため。	平成23年8月30日	処分の取り消しを求める。 訂正を行わない理由3行目「個人情報には 該当せず」とは、個人情報決定通知上、理 不尽で有る。
4	平成23年度諮問受理第34号	平成24年1月18日 付け大市民第6126号	平成23年10月5日	〇〇弁護士相談記録票	〇〇の基地局説明欠く のをやむなくの点	不作為と改めるのを求 める。	市民局人権啓発・ 相談センター	平成23年8月10日付け 大市民第6058号で開示 決定した「〇〇弁護士 相談記録票」に記載さ れた情報のうち、「〇 〇の基地局説明欠くの をやむなくの点」	平成23年11月2日 付け大市民第6095号 訂正不承認決定	弁護士相談記録票に記載されている内容 （訂正請求に係る部分）については、人権 相談事業における弁護士による法的助言業 務を遂行するにあたっての弁護士の見解を 示しているものであり、また、訂正を求め る内容が事実であると確認できないため。	平成23年11月29日	処分の取り消しを求める。 事実の為、訂正求める。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱う 事務の名称及び内容 その他保有個人情報を 特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
5	平成23年度諮問受 理第35号	平成24年1月18日 付け大市民第6127 号	平成23年10月5日	〇〇弁護士相談記録票 のメガネの件・教示の 件。	審査請求出来ない伝々 の点	審査請求可は、裁決書 で判明。	市民局人権啓発・ 相談センター	平成23年8月10日付け 大市民第6058号で開示 決定した「〇〇弁護士 相談記録票（不服申立 て教示の件・メガネ支 給の件）」に記載され た情報のうち「審査請 求出来ない伝々の点」	平成23年11月2日 付け大市民第6096 号 訂正不承認決 定	弁護士相談記録票に記載されている内容 （訂正請求に係る部分）については、人権 相談事業における弁護士による法的助言業 務を遂行するにあたっての弁護士の見解を 示しているものであり、また、訂正を求め る内容が事実であると確認できないため。	平成23年11月29日	処分の取り消しを求める。 事実の為、訂正求める。
6	平成23年度諮問受 理第36号	平成24年1月18日 付け大市民第6128 号	平成23年10月5日	〇〇弁護士の京都市裁 判の件	校長は、当人	校長は、証人	市民局人権啓発・ 相談センター	平成23年8月10日付け 大市民第6058号で開示 決定した「〇〇弁護士 相談記録票（京都市義 務教育退学裁判の 件）」に記載された情 報のうち「校長は、当 人」	平成23年11月2日 付け大市民第6097 号 訂正不承認決 定	弁護士相談記録票に記載されている内容 （訂正請求に係る部分）については、人権 相談事業における弁護士による法的助言業 務を遂行するにあたっての弁護士の見解を 示しているものであり、また、訂正を求め る内容が事実であると確認できないため。	平成23年11月29日	処分の取り消しを求める。 事実の為、訂正求める。
7	平成24年度諮問受 理第4号	平成24年5月18日 付け大生総第54号	平成24年3月12日	答申第299号に係る理由 説明書・決定書が、 ケース記録22年1／4 記載と相違する。※事 実無視する 解決済を22年1／13・ 8／26に区は争ってい る。	理由説明書・決定書の 実施機関判断	ケース記録22年1月4 日記載とうり	生野区役所総務課 （庶務）	答申第299号に係る理由 説明書・決定書が、 ケース記録22年1／4 記載と相違する。 ※事実無視する解決済 を22年1／13・8／26 に区は争っている。	平成24年4月11日 付け大生総第38号 訂正不承認決定	平成23年2月7日付け大生総第206号による 実施機関理由説明書は実施機関が大阪市 情報公開審査会に対して説明を行うために 作成したものであり、既に審査は終了し答 申が出されている。また、平成23年9月22 日付け大生総第120号による決定書は大阪 市情報公開審査会が出した「不存在による 非公開決定は妥当である」という答申（第 299号）を受けて作成したものであるが、 いずれも訂正請求書に添付された資料では 条例第29条第2項に定められた訂正請求の 内容が事実と合致することを証するものと は言えず、訂正の必要性が認められないた め	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。（事実と相違） 治療中トラブルで有る。 個人情報保護条例第6・13条正確を規定。 答申は、調査資料欠いていて、区主張に左 右されたのみ。通常は、資料有す。 区は、資料無い主張から、ケース記録・保 健所記録を無視。 ※第13章は、病状把握を規定。本件は、ま さに「治療中」トラブルだ！
8	平成24年度諮問受 理第5号	平成24年5月18日 付け大生保生第 175号	平成24年3月12日	大生生第568・569号→ 答申第272号と相違す る。 局の嘱託医が、業務 （医療扶助、医療全般 相談）を指針とうり行 う。答申第299号第1 は、個人情報提示の原 則明示	指導した。未受診不知 記載点。※個人情報保 護条例第6条・13条欠 く	指導中止した（ケース 記録とうり）・医療扶 助無い期間を不同意は 不可能	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成22年12月13日付け 大生生第568号及び大生 生第569号発による実施 機関理由説明書	平成24年4月11日 付け大生保生第31 号 訂正不承認決 定	平成22年12月13日付け大生生第568号及び 大生生第569号発による実施機関理由説明 書は、不存在による非開示決定についての 異議申立てに対して生野区の判断の妥当性 を説明するために大阪市個人情報保護審議 会へ提出したものであるが、訂正請求書に 添付された資料では条例第29条第2項に定 められた訂正請求の内容が事実と合致するこ とを証するものとは言えず、訂正の必要 性が認められないため	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。（事実と相違） ケース記録（20年3／29）は、指導「保 留」記載をわい曲している。 本来は、レセプト点検から、「不存在」 （未受診＝医療扶助無い）判明する。 ※大生保生第29・30号とも矛盾する。
9	平成24年度諮問受 理第6号	平成24年5月18日 付け大生保生第 177号	平成24年3月12日	1001-11258-001-01下線 部分	法第7条に〇〇病院は 対応欠く前提に無い下 線部分	0801-11324-001-01と うり	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	市民の声1001-11258- 001-01に記載された情 報のうち、「平成20年 10月11日の〇〇医院の 件につきましても、行 政として『診断拒否』 を事実として認定す ることはできなかった ものであり、」の部分	平成24年4月11日 付け大生保生第32 号 訂正不承認決 定	市民の声1001-11258-001-01の回答は、受 付内容について生野区が調査した結果を報 告したものであるが、訂正請求書に添付さ れた資料では条例第29条第2項に定められ た訂正請求の内容が事実と合致することを 証するものとは言えず、訂正の必要性が認 められないため	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。（事実と相違） ※区調査は無い。 生野区調査欠く。局調査に有り、当局保護 課・保健所連名回答（市民の声）「啓発・ 指導」実施を記載。区も共有済。
10	平成24年度諮問受 理第7号	平成24年5月18日 付け大生保生第 179号	平成24年3月12日	0901-12047-001-01・生 保生第73号とうりに 「中止」に全文是正す べきだ。 「指導した」との回答 記載が、他局・他室・ 他センター偏見作った	区生活支援回答全文	ケース記録20年3月31 日とうり	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	市民の声0901-10966- 001-01中の「指導いた しました」及び市民の 声0901-10989-001-01中 の「〇〇さんに指導い たしましたが」並びに 市民の声0901-11426- 001-01中の「指導を行 いました」の各部分	平成24年4月11日 付け大生保生第33 号 訂正不承認決 定	市民の声に対する回答は、受付内容につい ての実施機関の見解や判断を回答したもの であるが、訂正請求書に添付された資料で は条例第29条第2項に定められた訂正請求 の内容が事実と合致することを証するもの とは言えず、訂正の必要性が認められない ため	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。（指導事実は無 い） ※尚、添付資料は、公文書（区の作成記載 分） ケース記録は、「保留」、市民の声回答 は、「中止」、区の見解と〇〇職員が矛 盾。
11	平成24年度諮問受 理第9号	平成24年5月18日 付け大生保生第 183号	平成24年3月12日	「丁寧さに欠けてい る」とは、通常、不足 を意図し、過失に寄る 注意義務違反。せいぜ い甘くして不作為に有 る。個人情報を人権意 識欠く。	丁寧さに欠けている・ より丁寧な対応等々	実態無く、未受診故に 医療扶助は無い。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	市民の声 1001-12606- 001-01、1067-10097- 001-01、1001-12722- 001-01及び1001-10543- 001-01中の「丁寧に 欠けている・より丁寧 な対応等々」と同様の 趣旨が記載されている 部分	平成24年4月11日 付け大生保生第35 号 訂正不承認決 定	市民の声に対する回答は、生野区として判 断や見解を記載したものであるが、訂正請 求書に添付された資料では条例第29条第2 項に定められた訂正請求の内容が事実と合 致することを証するものとは言えず、訂正 の必要性が認められないため	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。（事実と相違） 添付資料は、市民の声回答（区分）の為、 区総合企画と保健福祉課の区内矛盾を主張 は、相当不条理。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱う 事務の名称及び内容 その他保有個人情報を 特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
12	平成24年度諮問受 理第47号	平成24年9月14日 付け大福祉第2076 号	平成24年3月12日	大健福第4419号→答申 第272号と相違する。 第5 4(3)局の見解提 示有る。 尚、「抑うつ状態」 は、自立支援医療に該 当せず。私は、軽度。	実施機関の判断全文を 個人情報保護条例第6 条・13条正しく欠。	不同意は、異議申立人 の場合が、相当理由欠 く為、不可能。	福祉局保護課	平成22年12月14日付け 大健福第4419号「実施 機関理由説明書」にお ける実施機関の判断に かかる全文。	平成24年4月11日 付け大福祉第76号 訂正不承認決定	平成22年12月14日付け大健福第4419号「実 施機関理由説明書」については、実施機関 としての見解を示しているものであり、記 載内容が訂正すべきものであると認められ ないため。	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。(事実と相違) (公文書逸脱する。) 「抑うつ状態」(医療要否意見書には、診 療状況照会不要)は規定に欠く上、レセプ ト不存在継続は、診断欠く明白より、照会 不要の規定。 当区との相違(不同意理由は、受診中と考 えている)する点「未受診知らなかつ た」・「知っていたなら発行しない」4419 号記載点等から、未受診は、発行不要と 有。
13	平成24年度諮問受 理第48号	平成24年9月14日 付け大福祉第2078 号	平成24年3月12日	「丁寧さに欠けてい る」とは、通常、不足 を意図し、過失に寄る 注意義務違反。せいぜ い甘くして、不作為に 有る。個人情報を人権 意識欠く。	丁寧さに欠けている・ より丁寧な対応等々	実態無く、未受診故に 医療扶助は無い。	福祉局保護課	市民の声(回答) 「No.1020-20022-001- 01、1001-10997-001- 01、1020-20029-001- 01、1001-10984-001- 01」文中、「丁寧さに 欠けている」「より丁 率な対応」等の箇所。	平成24年4月11日 付け大福祉第77号 訂正不承認決定	市民の声(回答)「1020-20022-001-01、 1001-10997-001-01、1020-20029-001-01、 1001-10984-001-01」の内容については、 実施機関としての見解を示しているもので あり、記載内容が訂正すべきものであると 認められないため。	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。(事実と相違) ※レセプト不存在の不要な不同意発行は、 抑うつ状態(規定外)に実施。 「丁寧」は、当然が公務規定。付言を本来 不要とするが、「欠く」「より」の真逆の 付言前後は、日本語として、単なる言葉遊 びする逃げ口実。
14	平成24年度諮問受 理第71号	平成24年11月1日 付け大生保生第 815号	平成24年9月4日	理由説明書「指導しま した」記述全点 大生保生「」記載全 件	指導しました。	指導は見合わせる。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	実施機関理由説明書中 の「指導しました」記 述全点 大生保生「指導しまし た」記載全件	平成24年9月28日 付け大生保生第 640号 訂正不承 認決定	訂正請求の理由とした平成20年3月31日及 び4月1日の生活保護記録には、自立支援 医療について主治医に「適応可」と確認し ている事実を伝えたことや申請手続きを行 うように指導した結論として、「生活保護 は他法優先であることも説明するが、最近 受診していないことも踏まえ自立支援医療 申請については見合わせることにする。」 と記述されている。 しかし、この記録では、条例第29条第2項 に定められた訂正請求の内容が事実と合致 することを証するものとは言えず、訂正の 必要性が認められないため。	平成24年10月4日	処分の取り消しを求める。法律解釈欠いて いる。法第4条「活用」大健福第6514号 「明らか」 本人に聞くなど丁寧さに欠いた全面謝罪 は、条例第6条3号「本人からの収集」 大生保生第825号第3-2条例第6条3項 「本人からの収集」と有り、「全面謝罪」 理由内、「本人から聞くなどして丁寧さに 欠いた謝罪(大生保生第794号)、大健福 第4419号
15	平成25年度諮問受 理第1号	平成25年4月3日 付け大市民第6001 号	平成24年3月12日	大市民第6107号→答申 第272号と相違する。 ※法律・法令解釈欠い て、当然の法理に至ら ない。大健福第1916・ 1918号は、認知済。 0901-12047-001-01とも 相違する。生保生第73 号と相違。実態と相違 有。1101-11587-001-01 と相違。	2「より丁寧な対応」 部分特に。他、全文不 正。	全面謝罪(22年2/ 19)の為。「抑うつ状 態」は、自立支援医療 規定外。	市民局人権啓発・ 相談センター	実施機関理由説明書 (平成23年12月22日付 け大市民第6107号)に 記載された情報のうち 「2『より丁寧な対 応』部分特に。他、全 文不正。」	平成24年4月11日 付け大市民第6002 号 訂正不承認決 定	実施機関理由説明書に記載されている内容 (訂正請求に係る部分)については、実施 機関としての見解を示したものであり、記 載内容が訂正すべきものであると認められ ないため。	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。(事実と相違) 判断出来ない回答している。 市民の声回答は、「判断する権限無い」と 有り、大市民第6090号が、通知不存在を表 明から、根拠無く、見解有り得ず。(不可 能)
16	平成25年度諮問受 理第2号	平成25年4月3日 付け大市民第6002 号	平成24年3月12日	「丁寧さに欠けてい る」とは、通常、不足 を意図し、過失に寄る 注意義務違反。せいぜ い甘くして不作為に有 る。個人情報を人権意 識欠く。	丁寧さに欠けている・ より丁寧な対応等々	実態無く、未受診故に 医療扶助は無い。	市民局人権啓発・ 相談センター	市民の声No.1110- 20042-001-01及び1101- 11989-001-01、1001- 10240-001-01、0901- 10464-002-01、1110- 20043-001-01に記載さ れた情報のうち「丁寧 さに欠けている・より 丁寧な対応等々」	平成24年4月11日 付け大市民第6003 号 訂正不承認決 定	市民の声の回答に記載されている内容(訂 正請求に係る部分)については、実施機関 としての見解を示したものであり、記載内 容が訂正すべきものであると認められない ため。	平成24年4月18日	処分の取り消しを求める。(事実と相違) 単なる言葉遊びに有り倫理上の問題。 ※「抑うつ状態」は、規定に欠いている。 「福祉のあらまし」P.22 不正確を立証した「丁寧さに欠いている・ より丁寧な対応」の意味に有る。不正確 は、不的確と合わさり、不正に有る。
17	平成25年度諮問受 理第8号	平成25年4月3日 付け大市民第6008 号	平成24年9月4日	大市民第6121号は、他 法他施策の件とは、当 たらず。 個人情報保護条例違反 (事実と異なる) 事実、レセプト不存 在。規定は、「本人の 事情聴取」※不同意不 可	法第50条引用全部	大健福第1916・1918号 とうり	市民局人権啓発・ 相談センター	大市民第6121号は、他 法他施策の件とは、当 たらず。 個人情報保護条例違反 (事実と異なる)事実 はレセプト不存在。規 定は「本人の事情聴 取」※不同意不可	平成24年9月18日 付け大市民第6111 号 訂正不承認決 定	弁護士相談記録のまとめであり、処理内容 (回答要旨)に記載されている内容につい ては、人権相談事業における弁護士による 法的助言業務を遂行するにあたっての弁護 士の見解を示しているものであり、また、 訂正を求める内容が事実であると確認でき ないため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。 神経症は、活用除外かつ大市民第6109・ 6110号等、理不尽。 [第12章]規定外。又、当局生活保護課と 不一致。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱う 事務の名称及び内容 その他保有個人情報を 特定するに足る事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
18	平成25年度諮問受理第65号	平成25年7月2日 付け大総務監第39号	平成25年4月22日	大総務監第4号「諮問 通知書」(略)の下記 点 「令に基づく」	令に基づく場合	法令に基づく場合	総務局監察課	大総務監第4号「諮問 通知書」(略)の下記 点 「令に基づく」	平成25年5月14日 付け大総務監第18号 訂正不承認決定	請求者から提出された開示請求書の記載内 容を引用したものであり、訂正すべき理由 がないため	平成25年6月4日	処分の取り消しを求める。そもそもは、 「事実否定」(通院無い)する主張終始。 ※通知書Aは、大生総第84号と異なる、 又、大生保生第825号とも異なる。(大生 保生第429・758号) 事前の回答と矛盾だが、請求時点の「法」 脱字ならば、脱字を指摘する連絡すれば良 い事。全く、市民サービス基準不明。何 故、不承認か分からず。 ※まずは、争う個人情報が無い!! 案件に 有る。
19	平成25年度諮問受理第106号	平成26年2月4日 付け大福祉第3903号	平成25年4月22日	大福祉第4869号「決定 書」	大生支第469号「精神医 療確認調査」	上記案件は、「精神医 療確認調査(変わるも の)」	福祉局保護課	大福祉第4869号「決定 書」	平成25年5月22日 付け大福祉第517号 訂正不承認決定	当該文書については、実施機関としての決 定内容を示しているものであり、記載内容 が訂正すべきものであると認められないた め。	平成25年6月4日	処分の取り消しを事実否定為、求める。※ 社援保発第0324号(法令)被る生野区役 所。 又、本件の元々は、社会的偏見強い職員資 質。 大健福第1916号資料中の国付与する「確認 調査(略)」は、局→区への交付。 大生支第469号は、単なるケース記録票か つH20. 3. 26発行後の同年3/31・4/ 1期日分。 社援第3239号添付=大福祉第3056号参照。
20	平成26年度諮問受理第22号	平成26年5月14日 付け大生保生第168号	平成26年3月12日	大生保生第161号「決定 書」	「精神通院医療確認調 査」	正規の様式「大健福第 1918号」決定事項と は、異なる。ケース記 録票は、「精神通院医 療確認調査」成らず。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	大生保生第161号「決定 書」	平成26年4月7日 付け大生保生第14号 訂正不承認決定	平成22年2月17日付け開示決定通知書(大 生支第469号)の「開示請求にかかる保有 個人情報」欄に「請求者にかかる生活保護 記録(精神通院医療適用確認調査に替わる もの)」と記載しているとおり、同調査に 替わるものとして開示決定しているもので あるから、決定書の記載について誤りはない ため	平成26年4月11日	処分の取り消しを求め、大健福第1916号 「公」実施とうり、1918号「公」未実施事 実正しく、訂正せよ。 「神経症の重度かつ継続する高額治療者満 なす私の分求め、「不」非開示を不適法示 す。 6・7貼る私の分欠くなら、「想像・思い 込み」大健福第6515号「公」・6564号 「不」非公開一致する。 大阪市は、「精神通院医療確認調査」未使 用であり、大健福第1918号「公」(国→市 へ指導)を「他法活用検討依頼通知」(作 成)大健福第1916号「公」(局→24区へ指 導)実施有。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託 職員(嘱託医師)要綱」6(2)本庁所管の 為、区所管外示す。 ※区「職員」が、権限外の判断した6・7 貼る行為は、越権である。
21	平成26年度諮問受理第30号	平成26年6月17日 付け大生保生第308号	平成26年3月28日	大生保生第161号「決定 書」	「精神通院医療確認調 査(レセプト記入す る)」	作成欠如の「大生保生 第635号(不非開示) 有。1001-10250-001-01 「レセプト」判断とあ る。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	大生保生第161号「決定 書」	平成26年4月10日 付け大生保生第28号 訂正不承認決定	平成22年2月17日付け開示決定通知書(大 生支第469号)の「開示請求に係る保有個 人情報」欄に「請求者にかかる生活保護記 録(精神通院医療適用確認調査に替わるも の)」と記載しているとおり、同調査に替 わるものとして開示決定しているものであ るから、決定書の記載について誤りはない ため	平成26年5月7日	処分の取り消しを求め、大生保生第9号 (大個番第69号)「法第123号」該当レセ プト求める。 大健福第1918号「国の指導」より、義務負 う。※大生保生第1313号「公」同通知有 り、通知上の2(1)イ・(2)規定示す。 大生保生第30・31号の「却」理由は、「事 実」欠如する答申「件」無い。大生保生第 1440号「不非開示」・574号「不非公開」 (答申第332号「件」) 大健福第6290号「不」(答申第332号)矛 盾「生野区主張」否定する大健こ第145・ 258・580号「不非公開」、大福祉第1317・ 1951・4516・4517号「不」非公開。 生野区は、「要望書」(答申第272号別表 2、1001-11779-001-01)の「うつ病」非 該当も有る記載を理解せず。 法第123号「明示」うつ病の非該当者有る のを不明示「神経症」無診療該当指導「発 行」の自己情報レセプト欠如主張は、H 19. 9月までの「レセプト」非該当見解を 全く矛盾する。H19. 12月「レセプト」 は、H20年3月「医療要否意見書」有。 「個人」請求経違数年中の「不」より、H 20. 3月「指導(発行)」は、H20年3月 「#」以外。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容 その他保有個人情報 を特定するに足る事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
22	平成26年度諮問受理第35号	平成26年6月17日 付け大総務第e-69号	平成26年4月11日	大総務第e-3号「公」・e-26号「開」した職員作成書面	弁護士の回答に不満を持つ、未答申「理由説明書」引用部分生野区件、消費者センター件	事実関係欠如。大市民第6016号「公」反す、職員行為e-3・e-26号「作」公表。	総務局行政課（情報公開グループ）	大総務第e-3号「公」・e-26号「開」した職員作成書面	平成26年5月12日 付け大総務第e-40号 訂正不承認決定	請求者から提出された資料は、訂正請求の内容が事実と合致することを証するものとは認められず、また、本件訂正請求書に記載された内容からは訂正の理由があるとは認められないため	平成26年5月19日	処分の取り消しを求め、「答申」件の事実明白とあり、訂正せよ。又、医師法介入する〇〇CW（生野区）の事実行為（6・7貼る行政指導実施の発行）を医師法違反認める法的根拠「大生支第470号（不非開示）」一部答申件示す。（大個審第57号）本市の原課「行政文書」を事実と満めず主張は、違法。大福祉第3281号（市民の声6点）、大政第e-43号（市民の声12点）、大個審答申第57号全件（福祉局分・生野区分）等々は、明白な事実「答申」件。大情審答申第332号「件」の大福祉第1951・2026号「不非公開」件（生野区主張否定する件）、大生保生第574号「不非公開」件も事実。（6・7根拠欠如）

(注) 1 (え) 欄から(か) 欄まで及び(し) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (き) 欄については、(け) 欄に記載の決定時点における担当名としている。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る 保有個人情報を取り扱う 事務の名称及び内容 その他保有個人情報を 特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る 保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 異議申立て年月日	(し) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成23年度諮問受 理第13号	平成23年 8 月31日 付け大生保生第 395号	平成23年 6 月 8 日	生野区の23年 3 /15記 録は、事実誤認の点有 る為、別紙とうり、訂 正求める。	全部	全部	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	生野区の23年 3 /15記 録	平成23年 7 月 8 日 付け大生保生第 258号 訂正不承 認決定	本記録は、当日の会話のやりとりを記録し たものであり、今回訂正を求められている もののうち、(ｲ)から(ｴ)の内容の会話をし たことが確認できず、(ｵ)については、実 際に発言している内容で記録しており訂正 する必要がないため。	平成23年 7 月13日	処分の取り消しを求める。 事実に基づく訂正請求で有る。 市民の声No. 1101-10667-001-1を参考に。
2	平成23年度諮問受 理第52号	平成24年 3 月29日 付け大生保生第 866号	平成24年 1 月31日	ケース記録	下線部分のケース記録 H22・ 2 / 1 記載点	医療対策録H22・ 9 / 30分内、H22・ 2 /23 下線部分記載点	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	ケース記録票（平成22 年 2 月 1 日分）中の 『○○病院の件で （主）と当WOが何か あったようだが、三者 面談については、○○ 病院が依頼したもの ではない』という旨の 内容。』及び「病院内 での個人情報の管理が 適切でなかったと認識 しており、」の箇所	平成24年 3 月 1 日 付け大生保生第 814号 訂正不承 認決定	本記録は、職員が生活保護の適正な実施を 行うという職務上の必要性から、平成22年 2 月 1 日の○○病院からの電話内容を当日 速やかに記録したものであり、訂正請求書 の添付資料では記録の矛盾を確認すること ができないため。	平成24年 3 月12日	処分の取り消しを求める。病院所管する医 療対策録の信用性有。○○次長も否定有。 ※当時は、○○次長。 区は、22年12月25日「予約問題」解決済を 23年 1 / 4 ケース記録にも記載有り、○○ 次長は、23年担当せず、○○次長担当も ケース記録有。
3	平成24年度諮問受 理第 8 号	平成24年 5 月18日 付け大生保生第 181号	平成24年 3 月12日	ケース記録上、「指導 されている」記載欠 く。 寄って、1001-11661- 001-01局の指導（内 容）そのものを転記す べきが、ケース記録の 基本だ。不都合削除 だ。	記入もれ（市民の声 No. 1001-11661-001- 01)	転記すべきだ。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	生活保護記録（ケース 記録）に「指導されて いる」との記載を欠く	平成24年 4 月11日 付け大生保生第34 号 訂正不承認決 定	訂正請求のあった当該項目については、そ もそも生活保護業務の基本的事項を記載し た「生活保護の基礎知識」（健康福祉局作 成）においても、ケース記録に記載する事 項には含まれておらず、ケース記録へ記載 する必要性が認められないため	平成24年 4 月18日	処分の取り消しを求める。（事実と相章） ○○職員見解は、当局・府の生保業務担当 とは、全くの相違有、全否定有。 ※職員の私物化禁止！ ケース記録は、他案の不要記載有り、「メ ガネの件」も記載有。 職員不祥事わい曲は、記載するが、事実を 不記載は、私物化だ。

(注) 1 (え) 欄から (か) 欄まで及び (し) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (き) 欄については、(け) 欄に記載の決定時点における担当名としている。